

財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
171	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付において、貸付け希望受付時に適正な時価に基づく貸付料の参考価格を示すこと。	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付において、貸付け希望受付時に適正な時価に基づく貸付料の参考価格を示すこと。	平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。貸付料は、貸付相手方決定後に国が鑑定評価を行って決まるが、貸付希望時には貸付料の参考価格が示されないため、事業者が収支を見込むことが困難となり、事業参入の支障になっている。	あらかじめ貸付料の参考価格が示されることで収支予測が的確に行え、事業者は安心して参入できることから、都市部等における施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。	平成27年12月21日付財第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	財務省	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	一億総活躍社会の実現	中野区、横浜市、川崎市、名古屋市	<p>○介護施設整備のための未利用国有地等の利用要望の照会があり、本市においては施設整備に適した土地確保の課題があったことから、特別養護老人ホーム等(地域密着型サービスなど)の候補地としての利用希望を国に示したところである。</p> <p>しかしながら、貸付相手方決定後に鑑定評価を行うという現在の国の事業プロセスでは、支障事例と同様に事業者参入の支障になることに加え、収支見込みの予測が難しいことで、事業資金計画の精査が出来ず、適正な事業者選定にも支障となることから、利用希望の取り下げを行った。</p> <p>現在も施設整備に適した土地の確保は継続した課題であるため、制度改正により施設整備の促進が期待できる。</p> <p>○現状、特別養護老人ホーム整備に係る公募時に、土地貸付料の参考価格が示されていないため、参入する事業者が事業計画時に想定する貸付料と国の鑑定評価に基づく実際の貸付料に大きな差が出るなど、事業者が資金計画を立てる上で、支障になっている。</p> <p>○当団体においても、未利用国有地の地代に関する国の情報提供が貸付事業者の決定後に行われることにより、事業者の参入意欲低下や、選定後の事業者撤退のリスク増大といった問題が生じている。このため、未利用国有地に対する公募時期には地代を自治体に提示する等、情報提供時期についての見直しを求める。</p>

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
22	B 地方に対する規制緩和	その他	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたい。所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとすると、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としていただきたい。	【支障事例】 子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	【効果】 本市では、EBPMを推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国のEBPM推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。 【懸念・解消策】 懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	内閣官房、総務省、文部科学省	尼崎市	平成30年第5回経済財政諮問会議資料3-1 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0424/shiryo_03-1.pdf	足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市	○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせて活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考え。 ○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。 ○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な財政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。 ○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。
46	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	地方と都市の学校を自由に行き来できる「デュアルスクール」制度の創設	地方への一時的な移住や二地域居住する家庭の児童が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなす。	テレワークを活用し、都市部と地方を行き来する新しい働き方や「二地域居住」を行う家庭が増えているが、子供の教育が制約となることがある。新たな働き方において要する中、昨年度文部科学省から「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」(通知)が出され、区域外就学制度を活用した短期間の学校間移動は承認を得られやすくなったが、転出入の度に除籍と指導要録の作成を繰り返すなど、まだなお、転校事務手続を行う教員の負担や二校間の事務の非効率が生じている。	地方への新しいひとの流れをつくり、教育における地方創生の実現につながる。	学校教育法施行規則	文部科学省	徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、美波町、愛媛県	福島県、塩尻市、南伊豆町、松茂町	○区域外就学制度を利用しやすいものにするためにも教育現場の負担軽減を図っていただきたい。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
121	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	<p>小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が求められるが、そのためには、まずは、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要がある。</p> <p>専科指導を行う教員は、教員定数措置上、担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず、近隣の学校を訪問して学級担任をサポートする部分等は措置されない仕組みとなっており、地域全体の英語指導力の向上が図れない。すべての小学校に英語専科指導教員が配置されるわけではない(H30は15名分が措置)ことから、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。また、市町村教育委員会は、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。</p>	<p>専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学級担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上し、英語教育の質を確保することができる。</p>	<p>公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項</p> <p>H29.12.22文科省初等中等教育局財務課長事務連絡「平成30年度公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出について」(別紙)小学校の英語教育の充実に対応する専門人材の教育定数措置について</p>	文部科学省	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県		<p>北海道、青森県、仙台市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、埼玉県、横浜市、川崎市、相模原市、上越市、田原市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、玉野市、徳島県、香川県、福岡県、熊本県</p>	<p>○新学習指導要領における小学校英語教育の授業時数増に伴い、全ての小学校において一定の英語指導力を有する教員の育成が必要。</p> <p>○教員定数措置上、専科で担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず、学級担任とのチームティーチングにより授業を行う場合は措置されない仕組みとなっており、学級担任も含めた本市全体の小学校英語指導力の育成を図ることが困難なため、チームティーチングも含めた多様な指導形態の場合も定数措置の対象となることと求める。また、専科で担当する教員については、任用に当たっての要件が「中高英語の免許所有者であること」のほか「OEPR32以上(英検準1級程度等)の資格所有者」であること等、基準が高く、人材集めに苦労しているため、要件の緩和を求めらる。</p> <p>○現行では、専科教員が単独で授業を実施することが、要件となっているが、広域分散型で小規模校が多い当団体においては、単独で週24コマ実施することや、複数校兼務することが困難な状況である。また、小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が期待される中、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要があるが、現行の要件では、専科教員が学級担任をサポートし、英語指導力の向上を図る仕組みではないことから、配置要件の緩和を求めます。</p> <p>○平成30年度、本市内の英語専科教員は1名配属されたのみである。また、市内には50校の小学校があるが、中学校の英語の教員免許(専修、1種、2種)を所持している小学校在籍の教職員は30名に満たないのが現状である。そのため、外国語及び外国語活動を推進できる教諭のない学校がほとんどであり、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。各校の小学校校長からも現場の混乱や大変さが教育委員会に報告されている。</p> <p>○小学校における英語の教科化に伴い、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。町教育委員会においても、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の適正な配置が必要と考える。</p> <p>○多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えているため、専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学級担任の指導力が向上する。本市では小規模校が多いため、専科指導教員が24時間授業を行うためには、3～5校兼務する必要があるため専科教員の負担が大きく、専科指導教員が確保できない。</p> <p>○本市のような小規模化が進む自治体では、英語の専科加配の配置要件を満たす小学校は無く、今年度も2校掛け持ちでやっとな要件をクリアした状態である。今後は、それも非常に苦しい状態があるため、英語専科加配は見込めなくなる。そうした小規模化が進む学校に対しても、小学校英語教育の充実を図ることができる施策にしていきたい。</p> <p>○英語専科は、チーム・ティーチングでの活用ができないため、学級担任の指導力の向上につながらない。</p> <p>○本市においては、英語に關して専科教員が未配置であるが、専科教員の配置要件が緩和されれば、活用の充実が図られ、学級担任のみならず、児童との正しい関係性が構築しやすいと思われる。その関係性が英語力の指導力向上につながると予想される。</p> <p>○本市においても、小学校の英語教育の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上が課題となっている。</p> <p>このため、英語力・指導力の高い中核となる教員を育成し、全小学校に配置するとともに、その教員を巡回指導する教員の配置することで推進体制を整備している。しかし、巡回指導する教員は、国の専科指導教員の対象外となっているため、専科指導教員の配置要件の緩和により、推進を充たすことができる。</p> <p>また、専科指導教員の加配定数は、すべての小学校に配属されるわけではなく、特に、小規模校が多い地域については授業時間分しか加配措置の対象ではないことで、今後、配置が困難になることが懸念される。学校の規模に関わらず専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学級担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上することが期待できる。</p> <p>○本市では、平成27年度から29年度までの3年間、文部科学省指定「外国語教育強化地域拠点事業」を行う中で、英語専科の加配教員が学級担任をサポートする形で授業に入っていた。その結果、学級担任一人ひとりの指導力が向上し、児童の学習意欲や学力においても成果が見られた。また、担任からも指導力を向上すると同時に、負担軽減につながったという声も上がっている。英語専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学級担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上することが期待できる。</p> <p>○英語専科指導教員の配置要件が厳しいため、多くの小学校では学級担任が英語の授業を行っている現状がある。</p> <p>そのため学級担任の英語指導力の向上が急務であるが、専科指導を行う加配教員は、教員定数措置上、専科指導を行う授業分しか算定されず、チームティーチングや学級担任をサポートする時間をとることができないため、専科指導教員を活用した学級担任の英語指導力の向上が図れないことが課題である。</p> <p>また、英語専科教員の資格要件が厳しく、専科教員の確保自体が困難でもある。</p> <p>○専科指導教員の専門性に係る要件が厳しく、担える教員が限られている現状。特別免許状制度の活用も検討しているが、国の中央研修受講者等、高い指導力を有し地域の英語教育リーダーとして活躍している教員が専科指導を担えるように配置要件を緩和することで質の高い英語教育の実施につながる。</p> <p>また、国は専科指導の体制をどこまで拡大するのか、これまで示してきた担任が指導する方針との関連をどうするのか早急に示すべき。例えば、市町村では、国の専科指導を進めた場合、担任が授業する経験(参観も)がなく、指導力向上の機会が減少することとなる。そのため、専科指導の活用を躊躇している状況も見られる。</p> <p>○英語専科指導教員は単独指導のみが認められているが、複数の学校を兼務している専科教員もおり、児童生徒との接点が英語の授業としての週1時間程度しかない中で、専科教員1名で児童生徒の成績評価をしていくのは厳しいと考える。</p> <p>また、学級担任が外国語の指導をするにあたり、指導力の向上が今後の課題である中で、高い専門性を有する専科教員とチームティーチングを行うことで、指導力の向上が図れると考える。</p> <p>○英語専科指導教員の授業時数(1週間あたり24コマ)が決まっているため、配置が困難で、複数の小学校を兼務している事例が生じている。授業時数の制限を撤廃するか、各都道府県の政策や実態に応じた弾力的な運用を促していきたい。</p> <p>○教員定数算定の上で必要な時数を満たすため、複数校で指導を行っており、専科教員が多忙を極めている。</p> <p>専科教員が学級担任とともにチーム・ティーチングを行う場合は、教員定数算定上は対象外となることから、必要な時数を満たすためにチーム・ティーチングは行っていない。このため、特に児童理解が求められる年度初めの指導に支障を来している。</p> <p>専科指導教員が学級担任をサポートしたり、学級担任とチーム・ティーチングを児童の状況等に応じてできるようにすることで、専科教員と学級担任の指導力が向上するとともに、英語に関する指導力が向上し、小学校における英語教育の質を高めることができる。</p> <p>以上のことから、教員定数算定上の必要時数を緩和していきたい。</p> <p>○本市では、特に山間部等の地域において専科指導教員の配置要件を満たす人材がおりず、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。</p> <p>専科指導教員の授業時間の算定が見直され、近隣の学校訪問が可能になれば、地域全体の英語指導力の向上及び英語教育の質の確保に繋がる。</p> <p>○小規模校が多い県では、1校のみで2コマを指導することは難しく、配置が限定される。また、兼務をする場合でも学校の距離が長く、専科教員の負担となっている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
125	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支弁区分に応じた定額支給	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	【現状】特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象として、保護者にレシートの提出を求めている。【支障事例】職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。	【行政の効率化】支給金額の確認に係る事務作業がなくなり、事務負担が大きく減る。【住民の利便性の向上】用品購入時のレシートの保存及び提出がなくなり、負担が大きく減る。また、手続の煩雑から申請を怠っていた世帯にも支給されるようになり、よりの趣旨に対応した制度となる。	・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条 ・特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 ・要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	文部科学省	岡山県		北海道、八戸市、福島県、所沢市、川崎市、平塚市、山梨県、多治見市、静岡県、浜松市、田原市、京都府、大塚市、島根県、玉野市、広島県、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、熊本市	○ネットショッピングやポイント(割引)制度等で実費の確認が複雑になっており、定額支給にすることにより保護者・職員の負担を減らすことができる。 ○【現状・支障事例】特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。また、学校で購入した学用品等も支給対象としているため、児童生徒が購入したものの金額の分かる書類(兼金袋や領収書、学費対等)を添付して提出を求めている。職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、学校及び保護者は用品購入時のレシートや領収書等の保存及び書類提出が大きな負担となっている。 ○【現状】特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。また、学校で購入した学用品等も支給対象としているため、児童生徒が購入したものの金額の分かる書類(兼金袋や領収書、学費対等)を添付して提出を求めている。職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、学校及び保護者は用品購入時のレシートや領収書等の保存及び書類提出が大きな負担となっている。 ○【支障事例】当団体では、71校の幼児児童生徒約5,500人(平成29年度実績)を対象に特別支援教育就学奨励費の支給を行っており、その事務量は膨大である。当団体の広域性から学校から遠方に居住している保護者も多く、学校へのレシート等の提出が負担に感じている保護者も少なくない。また、近年、電子マネーやインターネットの普及に伴い、学用品等の購入方法が多様化していることから、支給対象となる品目以外に支払い方法や確認書類(レシート等)に関する保護者等からの問い合わせが増加している。○保護者が提出したレシートの確認作業が煩雑であり、時間を要している。また、レシートの紛失や用品名の確認が取れないため、購入したと思われるが支給できない事例も発生している。○提案のとおり、本市でも特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出等を求めており、それを学校職員が確認後、教育委員会が支給金額の決定をしている。そのため、レシートの内容及び金額を確認する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。このようなことから、当該購入費を支弁区分に応じた定額支給にすることにより、事務負担の軽減につながり、また、手続きの煩雑さから未申請であった世帯にも支給が可能となる。○学用品・通学用品、寄宿舎居住に伴う経費等は、学校生活を送る上で必ず必要となる経費であり、特別支援教育就学奨励費では、保護者が購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法は、レシート等の提出を求め、内容確認後、支給対象及び金額を決定し、支給している。制度上、レシートの紛失などの理由により保護者が購入したことが確認できない場合は、支給することができない。このため、保護者にはレシート等の保存及び提出が大きな負担となっており、実費の確認ができない場合は、自己負担となってしまう。また、事前支給ができないため、新入学時に必要となる経費などは、経済的な負担も大きい。○本市においては、学用品金額の確認・事務処理は各学校に依頼しておりますが、学用品の金額の確認および確定作業は煩雑であり、教員の負担にもつながっている現状があります。また、学用品・通学用品に当たるか否かという判断ができれば可とも多く、学校からの大変多くの問い合わせに教育委員会事務局の職員も負担感を感じています。学用品・通学用品が定額支給にすることにより、学校現場、事務局職員の負担感が軽減できることから趣旨に賛同します。 ○【支障事例】本市でも岡山県同様、購入に要した実費を保護者から提出されるレシートをもとに、職員が確認後支給金額の決定を行っている。職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。例年レシートの一部または全部を紛失する保護者が多く、実際には学用品等を購入しているにも関わらず補助を受けられないケースが発生している。就学奨励費と比較した場合、就学奨励費の方が支給金額が多いにも関わらず定額で支給している自治体が多く、就学奨励費だけレシートの保管・提出を求める理由が保護者へ説明しづらい。 ○【現状】特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、実費支給であるため、保護者から提出されたレシートをチェックし集計して支給事務を行っている。 【支障事例】職員はレシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者はレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。また、年度末の年間支給額集計に際しても、レシートが順次提出されるため、修正作業が何度も発生した。 ○本市においても、実費支給に当たり保護者から領収書・レシートの提出を求め職員が確認している。特に、入学前に保護者が購入する新入学学用品費については、領収書・レシートを保管しておくよう入学前に周知する必要があるが、案内のための業務が発生している。大半の児童生徒が限度額での支給となるが、限度額を下回る児童生徒については領収書・レシートの紛失によるものが多く、支給できない旨を説明するに当たり、保護者とのトラブルとなることもあり教職員に負担がかかっている。定額支給とすることにより、教員の多忙化解消及び住民の利便性向上につながるかと期待できる。○特別支援教育就学奨励費における学用品・通学用品購入費等の支給については、実費支給(上限あり)となっており、学校では保護者から提出されたレシート・領収書等の内容確認や集計等の事務作業が、支給可否の判断も含め、膨大となり事務負担となっている。一方、保護者においても、レシートの保管や提出手続きの煩わしさ等から、支給が可能であるにもかかわらず申請を見合わせるケースも見受けられる。また、低所得世帯の教育費負担を軽減する高校生等奨学金給付事業においては、学用品費等、授業料以外の教育費が定額支給で行われていることから、高校生の兄弟姉妹等を持つ保護者にとっても負担が大きい。また、ケースによっては定額支給額に見合う学用品等が児童生徒本人のために使われない懸念が想定されることから、その使途については何らかの確認が必要であるものの、学校において通常必要とされる学用品等については、一定程度、どの児童生徒においても必要であると思われる。こうしたことから、適切な支給限度額の検討を行ったうえで定額支給とすることは、学校はもとより保護者の負担軽減につながり、より一層、特別支援教育の普及と奨励が図られる。 ○特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金」に係る事務処理資料に別添物品が一次大に示しているのみであったため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。 ○現在の制度では、特別支援教育就学奨励費を支給する際には保護者が負担した金額を確認する必要があるが、保護者がレシート・領収書等金額を確認できるものを紛失していた場合、本来補助対象となるものでも補助対象とすることが出来ない。 求める措置を実現することによってこれを解消し、「教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及を促すことを目的とする。」特別支援学校への就学奨励に関する法律の目的に沿った取扱いになると考えられる。
126	A 権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。	子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所…都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園…都道府県、指定都市 ○地域型保育事業所…市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置において、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けられることになっており、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の事情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限が市に移譲されることで、市が地域の事情に応じて就学前の教育・保育環境を一体的、包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、新潟県	山梨県、徳島県、沖縄県	○教育・保育の需要と供給は市町村の判断によるところが大きい。そのような市町村が認可することによって、より合理的な判断の下で、より地域の事情に応じた園を整備することできると考える。また、法人としても、協議から認可取得までワンストップで行える。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
127	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化	保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで複雑であった事務が、内閣府に所管を一元化したうえで、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一されることにより、事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県	旭川市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、晋志野市、柏市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井県、須崎市、山梨県、豊田市、田原市、豊津市、大飯町、大分県、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山県、山口県、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、宮崎市、沖縄県	<p>○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内務時期が遅いため、施設整備スケジュール的に保育所の解体費や転居費の補助が受けられず、事業主体法人が負担する際の内務負担が補助基準額に達しない。補助事業者(市町村)が差控を提出するを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な見直しを要している。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、保育所部分と幼稚園部分の申請を併せて行うことが、申請書類の負担軽減に資している。</p> <p>○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。</p> <p>○該当する事によって、交付金が異なる補助内容が同一にあり、経費の不安定さが事業者(市町村)にも影響し、設置者である法人にも不安を抱かせている。</p> <p>○認定こども園の施設整備において、子ども子育て支援制度の担当事業は「一元化」している状況であることに併し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分断していることで、相当な事務負担が強いられる。</p> <p>○本市で現在予定している間接補助を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の取組の相違が課題となることによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで複雑となっている。事務手続きの時期も異なることから、制度の複雑化が課題となっている。</p> <p>○本市においても、提案市間様による事務が複雑化し、対応に苦慮している。</p> <p>認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない。経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。</p> <p>申請先が異なる厚生労働省、文部科学省で統一せず、対応に苦慮しているため改善が必要である。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を重複控分しているが、竣工時の建築確認検査において当初の建築面積が変更になる場合があり、重複控分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要となり、補助金を受け取ることも困難な状況において事務負担が増加している。</p> <p>○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一元化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一元化され、控分や変更交付申請等の事務も手戻り、自治体にとっても負担は大きい。</p> <p>○保育所機能部分(厚生労働省)、幼稚園機能部分(文部科学省)と担当が別になっていることで事務が煩雑である。</p> <p>○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。</p> <p>○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事象が生じ、円滑・安定的に申請を行う上で重大な支障となった。</p> <p>また、厚生労働省と文部科学省間で申請書類が必要なため、控分計算などの事務負担が非常に大きいため、幼稚園部分には対象外とならない経費があることや、控分計算をその際一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。</p> <p>○保育所機能部分(厚生労働省)、幼稚園機能部分(文部科学省)と担当が別になっているため、申請書類の重複が非常に多い。</p> <p>○本市においても、施設整備の申請を行うに当たって、申請書類の重複が非常に多い。また、同一施設であるにも関わらず、共用部分には控分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また22年度に、文部科学省部分の交付金が満額交付ならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の増設に大きな支障となっている。</p> <p>【申請業務(市町村)上の支障】 施設整備認定こども園の申請に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない申請書類は、ケア次第で併用している。具体的には、保育室やトイレなどの共用部分ごとに定員による控分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査業務(県)上の支障】 同一施設に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。</p> <p>料、その2つの報告にまたがる共用部分の補助金の控分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【これまでの取組】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査業務は厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行なうなど、非効率な状況にある。また、安心こども園の推進が減少している中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まっており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考えられている。</p> <p>【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、2つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業費負担が複雑かつ高い構造となっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と担当が別になっており、審査は非常に複雑である。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要がある。整備を取りやめざるを得なくなることも想定される。</p> <p>また、交付金を一元化し、直接補助とすることで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。</p> <p>○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、2つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する厚生労働省への申請が必要であると考える。</p> <p>○保育施設と一体的に子育て支援を推進する際、厚生労働省の保育所等整備交付金と内閣府の子ども子育て支援整備交付金を活用して整備した。当該交付金は、補助内容が類似しているものの、対象外経費に差異があり、対象経費の一元管理が困難である。</p> <p>○施設整備に併せて、補助申請先が二元化していることにより、事業費の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。</p> <p>そのため、一元的な対応が必要と考える。</p> <p>○事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や園庭に応じて細かく控分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまの都道府県においても複雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。</p> <p>○施設として、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、制度が複雑である。</p> <p>○幼稚園機能認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設での整備であるにも関わらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務負担は大変複雑なものとなっている。</p> <p>○保育所等整備交付金は、国から市町村への直接補助、認定こども園整備交付金は、県を經由して市町村に交付する間接補助となっているが、年度途中に新たな整備箇所が発生する。又は工事費が増え補助額の増額が必要となった場合、保育所等整備交付金では国の予算残額で執行対応であるにもかかわらず、認定こども園整備交付金は県の確保・活用などの予算確保が必要となり、すでに対応できないという事例も発生している。</p> <p>○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることは十分に交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利な面も発生している。認定こども園申請については、内閣府において一元化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難なこと、毎年割定される事業に基づく実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金としていたことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただくこと。</p> <p>○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内務の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。</p> <p>○都道府県による予算確保についても、同一施設にも関わらず、措置すべきものと、そうでないものに分かれてしまし、不明確となっている。また、直接補助に統一することにより、市町村において急務であった整備についても、都道府県の予算確保を待たずに対応することができると、従来の財源確保手続きも、幼児園が直接補助として市町村から申請でき、簡便化、明確化されると考える。</p> <p>○認定こども園整備交付金については、施設整備の推進に資する観点から、申請への負担を軽減する観点から、国への要望時期が遅くなった。</p> <p>○国省、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張とおり、依然として事務が複雑であることと、平成29年度の申請における認定こども園施設整備において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不確実が生じている。</p> <p>○国において、事務の統一の対象費用の按分の取扱いの明示等がされたところであるが、依然として、各省担当分の算定や関係団体の整合性の確認等に時間を要している。</p> <p>一元化により、事務負担の軽減や作業ミスによる不適切な交付等を防ぐことができる。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
128	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡素化すること。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村において当該事務の円滑な執行が可能になる	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、群馬県、新潟県		盛岡市、仙台市、福島市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、川口市、練馬区、川崎市、石川県、須賀市、山梨市、豊田市、大府府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、玉野市、山口県、山陽小野田市、徳島県、北九州市、松浦市、宮崎市、沖縄県	<p>○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。</p> <p>○本市においても、保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市においても、提案内容と同様の事例があり、対応に苦慮している。</p> <p>○施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の事務については、本来、年度初めに認定かつ実績を確認するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認、認定事務に年度中旬から後半に跨っている状況であることから、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。</p> <p>○来年度の無償化等に伴う事務が増える為、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○本市においても同様に膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市でも制度が複雑なことによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とするが、経験年数が長いほど他施設での取得の必要が多くなる。しかしながら、その退職の理由によっては、過去の施設や保育士と事業者との関係性に影響する事例がある。さらに、他自治体の圏へ転職した際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職証明書発行の事務的負担も大きい。よって、このような事務負担を簡素化できるよう全国的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。</p> <p>○加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景として、制度自体が複雑であるため、再三説明しているにもかかわらず多くの事業者が制度の基本的な考え方を理解できないことにある。事業者にとってわかりやすい制度にするとともに、事業者が資金改善の見込みや実績を簡易に算出できるフォーマットを示していただきたい。</p> <p>○市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。最優先課題。</p> <p>○本市においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直ししてほしい。</p> <p>○処遇改善加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改正があるため、本市においても事業所及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素化を求めます。</p> <p>○本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も増加し、認定にも時間を要している。</p> <p>そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につながるかと考える。</p> <p>○本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を異なる部署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行する必要があることから、簡素化について賛成します。</p> <p>○本市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化すること、当該事務の円滑な執行が可能となる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の確認が必要となる事例が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な量となっている。そのため、施設に対する認定までが長期化・複雑化している。</p> <p>○事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して賃金改善を行う等、手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるうえでも、事務手続きの簡素化は必要不可欠である。</p> <p>○各施設に提出を求める認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、各施設への指導等に係る事務が膨大となっている。</p> <p>○処遇改善加算Ⅰおよび処遇改善加算Ⅱに加え、都独自の補助制度の「キャリアアップ補助金」がある。これまで、保育士等の賃金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の整備について成果を上げている。</p> <p>しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行うことから、認定の審査は、市町村⇒都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。</p> <p>特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に理解は得られているが、「事務負担が大きすぎる」「作業に時間が割かれ、保育に影響してしまう」等の意見や要望もきている。</p> <p>また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。</p> <p>事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につながる。</p> <p>また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、これまでのような費用面の支援だけでなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者の好事例の模範開など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると考えられる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。(施設においても事務量が増加している。)</p> <p>○認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。</p> <p>また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例も生じている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
148	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別非常勤講師の教授可能範囲の拡大	小学校の教科「外国語(英語等)」については、特別非常勤講師の教授可能範囲を「教科の領域のすべて」とする。	・新学習指導要領により、2020年度から小学校において英語が教科化されることとなっている。当該授業は原則として学級担任が行うこととされているが、英語力と指導力を兼ね備えた教員が不足しているだけでなく、英語研究や教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。 ・また、本県では単級の山間地小規模校が多く、全小学校への英語の専科教員の配置が困難である。 ・そこで、英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用したいが、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。 ・このため、英語力・指導力不足と多忙化が問題視されている教員の抜本的な負担軽減につながらない。	・専門的な知識とスキルを持った人材による通年指導により、英会話など教科の領域の一部だけでなく、英語4技能(聞く・話す・読む・書く)を効果的に指導することが可能となる。 ・教科の領域すべてを教授可能とすることで、教員の負担軽減につながる。 ・地域人材を活用することで地域と学校が連携し、「地域に開かれた学校づくり」を推進することができる。	教育職員免許法第3条の2一号	文部科学省	長野県		福島県、川崎市、相模原市	○専科指導を行う教員は週24コマの授業を担当することが要件となっているが、学級数の減少等により充足することが困難なケースが散見される。また、その要件を満たすために近隣の学校を訪問しようとしても、地理的に広範囲で移動等にも時間がかかり困難な場合があり配置できない。平成32年度の全面実施を見据え、英語専科指導教員とチーム・ティーチング等により実践に取り組みたいが、学級担任の授業担当に制約があるため、実践研修や評価活動等を中心に英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。 ○英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用する場合、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。小学校においては、英語指導の経験が豊富な学級担任が不足しており、教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。
151	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	教員免許失効後の一定期間における救済措置	運転免許証と同様、免許失効後の一定期間を救済措置期間とする。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。しかし、免許状の有効期間や延期申請の扱いに大きな違いがあるなど、制度が複雑なため混同する者が多く、混乱を招いており、免許失効者が全国的に後を絶たない。(H29.3月末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効、H29.1~6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) 免許が失効すると、現職教員は失職する。失職は教員本人の生活の糧を奪うだけでなく、生徒や学校、教育委員会にも多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。	教員の失職による教育現場への悪影響を防げる。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県		福島県、新潟県、富山県、山梨県、多治見市、田原市、京都府、泉大津市、玉野市、徳島県、香川県、高知県、北九州市、熊本市	○非遵行等もなく、何ら勤務状況に問題がない者が、更新手続きを行わなかっただけで失職することは、懲戒失職者と比較して著しく均衡を失うものであり、教育現場への悪影響等も勘案し、失職の猶予等の救済措置を設けるべきである。 ○制度の誤解により、免許失効・失職となった教員がいる。周囲への影響が大であることに加え、正規教員として再び復職するためには、教員採用検査を再度受験しなければならず、当該教員にとって負担が大きい。 ○免許状の有効期間や延期申請の扱いが複雑で、十分に理解されていない。免許が失効すると、現職教員は失職するため、生徒や学校に多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。救済措置を設けることで、本人、教育現場への悪影響を防ぐようにしていただきたい。
152	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	一定の教員実務経験がある60歳以上の者の教員免許更新制の適用除外	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用対象外とする。	現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、好景気のため、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないとして、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、遅やかな任用を行う上で支障となっている。	教員経験豊富な者を産育休等の代替職員として速やかに確保することができる。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県		旭川市、福島県、須賀川市、横浜市、福井県、多治見市、静岡県、京都府、大阪府、泉大津市、徳島県、香川県、松山市、高知県、北九州市、熊本市	○現職教員が産育休や病休休職を取得する際に、代替教員を確保する必要があるが、最近の景気の回復傾向もあって講師を確保することが難しくなっている。 また本県では50代の教職員が4割弱で、ここ数年退職者が増加する見込みである。 経験豊かで能力のある教職員を確保するためにも、これらの退職者に対し再任用を依頼しているが、免許更新を行わない者や免許状が休眠となっている者もあり、前述の産育休などの代替教員を配置する際、支障をきたしている。 ○現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないとして、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、遅やかな任用を行う上で支障となっている。 ○本市でも、産育休等の代替講師の確保には苦慮しており、教員実務経験者である60歳以上の方を教員免許更新制の適用対象外とすることで、今以上にスムーズな講師の確保が期待できる。 ○現職教員が産育休等を取得する際、その補助教員の確保が必要となるが、特に、年度途中で教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも補助教員を依頼することが多い。しかし、これらの者の中には、退職後に、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、補助教員候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、遅やかな任用を行う上で支障となってくる。 ○教員免許更新講習は、受講義務者である現職教員の他、過去に教員として勤務した経験のある者、教員としての採用が見込まれる者、対象施設で保土士として勤務している者等が受講できるが、これ以外の者は、更新講習を受講できない。このため、教員として任用を希望する者でも、更新講習を受講できないため任用できず、人材の確保が困難である。 ○60歳以上の実務経験豊富な教員については、免許更新制度の対象外とすることで、学校現場における人員確保が容易になる。また、更新対象者が増加している状況において、他の現職教員等がより確実に更新講習を受講できる環境が整う。 ○本県では、経験豊かな退職教員の活用を図るため、マスタージョブ制度への登録を推進しているが、今後、更新手続きの煩わしさから更新しない者が少なからず出てくること懸念される。教員免許状が有効でなければ、産育休等の代替教員の速やかな確保が難しくなる。 ○教員不足については本市も例外ではなく、教諭及び時間講師の任用も困難となっている状況である。 この規制緩和により、教員不足の解消にも繋がることから、実施を希望する。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
155	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法第124条中、「他の法律に特別の規定があるものを除く」から職業能力開発短期大学校を除き、修了者の大学への編入学を可能とする。	・大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学校、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業生を対象に認められているが、職業能力開発短期大学校(本県の場合は工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。 ・平成26年9月1日付けの単位認定実施の制度改正通知により、大学において職業能力開発短期大学校での学修について60単位まで認定が可能となった。 ・しかし、単位認定とは、職業能力開発短期大学校の卒業生が大学に進学する場合、既習得単位として認められるものである。これでは、入学試験の準備、2年の就業期間を経て改めて4年制大学の1年に入学するという修学年限の長さ、学費等、編入学に比べて学生の負担が大きく、利用実績の増加は見込めない。 ・本県の工科短期大学校(2校)では、240人の定員に対して博士13名・修士6名を含む6科合計38人の教授陣による少人数制授業を実施し、実習等で使用する機器類も工学系大学と遜色ない設備を導入している。また、専門学校から大学への編入学基準(2年間1,700時間)を上回る授業時間(2,808時間)を確保しており、大学への編入学に値するカリキュラムを備えている。	・職業能力開発短期大学校の進学先としての魅力向上により、地元で学び、地元の企業を知り、地元で就職する産業人材が増える。 ・職業能力開発短期大学校において基礎技術を習得した後、大学に編入学することで、高付加価値な製品の開発に資する研究開発力を兼ね備えた人材の育成・確保が可能となり、当県のものづくり産業の持続的な発展に資する。	・学校教育法第124条(他類型の学校から大学への編入学)については、第108条第7項、第124条、第132条等) ・平成26年9月1日付け26文科高421号文部科学省高等教育局長通知	文部科学省	長野県、日本創生のための将来世代応援知事同盟		神奈川県、静岡県	○各都道府県の職業能力開発施設はものづくりや建設業をはじめとする地域産業の人材確保・育成や流出が続く地方の若年層の地元定着に大きな機能を有している。しかしながら、近年学歴に結びつかない等から高校卒業者の進路の選択肢として除かれ、新卒の応募者が減少する傾向にある。編入学を通してさらに高レベルの技術・知識の習得や学歴につながる道を示すことができれば、訓練生の確保や訓練生の意欲の向上につながると思われる。大学編入学等への道が開ければ社会人の能力開発の受け皿としても幅が広がり、リカレント教育の充実につながることも考えられる。 ○本県の場合、農業研修施設である農業大学校は「専修学校」となっており、今春1名が地元大学農業部の3年次編入を行い、更に、編入学の取り組みが出来るよう、大学、農業大学校ではカリキュラムのすり合わせ作業を行いなどすでに効果を上げている。 ○本提案を皮切りに、今後職業能力開発施設でも同様に編入学可能となれば、全国の各地方にある人材育成資源の有効活用を図り、各地域での若者定着や人材確保・育成につながる意義の大きな提案であることから賛同する。 ○本県の職業能力開発短期大学校は、2年間の訓練期間により、ものづくり分野の中小企業にとって必要な、研究・開発部門と生産部門の双方の立場を理解できる実践的な技術者を育成するカリキュラムとなっている。 ○訓練生の適性によっては、卒業後に、上級学校での研究・開発部門に係る修学の道を選択肢の1つとして確保する必要がある。 ○現状では、職業能力開発促進法で規定している職業能力開発大学校の応用課程(2年課程・全国10校)へ応募が可能であることのみで、一般的な大学への編入は認められていない。 ○職業能力開発短期大学校の卒業生についても一般大学への編入を可能とさせ、当該短期大学校の魅力向上させることにより、本県のものづくり人材確保・育成に繋げていく必要がある。 ○本県の工科短期大学校においても、以前、九州工業大学修士課程等への進学を考えた学生が、九州職業能力開発大学校応用課程を経由し修士課程へ進学をした経緯がある。編入学が可能となれば、修士修得段階から、修士課程における研究に直結する高度な教育を受けられ、大きな教育効果が期待できる。 ○本県では、2021年4月の開校を目指し、職業能力開発短期大学校の設置を進めており、学び続けたい学生への支援策も検討している。短期大学校修了生が、大学の3年に編入することが可能となれば、短期大学校の存在価値や修了生の進路選択の自由度に大きく寄与する。今後、ますます進む技術革新に対応できる、より高度な技術・技能を持つ人材は、我が国のものづくりを支える貴重な戦力となる。
226	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し	宗教法人法第49条の3第1項に定める清算手続における公告について「少なくとも三回の」を削除し、1回の公告で可とする。	法定受託事務として、都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の認証事務を行っている。近年は、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。法人格の整理の方法として、宗教法人法では法人の申請による任意解散や、所轄する都道府県知事による裁判所への解散命令請求の方法があり、これらの解散手続における清算において、官報による3回の公告が必須となっている。しかし、前述のような不活動状態にある法人は資力が無い場合が大半であるため、1回あたり約3万円を要する官報公告を3回行うのは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、解散手続を躊躇する法人があるなど、法人格の整理遂行の支障となっている。 なお、特定非営利活動促進法では、平成23年の法改正により「少なくとも三回」との規定が削除され、1回の公告が必要となっている。	解散手続の簡素化及び金銭的負担の軽減、不活動宗教法人の法人格整理の推進に資する。	宗教法人法第49条の3	文部科学省	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	青森県、石川県、大阪府、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県	○本県においても、所轄の宗教法人から解散についての相談を年数件受けているが、清算時の官報公告に係る費用について説明すると、どの法人も手続を進めることに難色を示す。そのため、相談を受けた後解散に着手する法人は少ない。 ○解散を要する法人の多くは資力に乏しく、解散に係る費用を清算人となった代表役員個人が支弁せざるを得ない場合もあるため、費用負担の軽減は喫緊の課題と考える。 ○また、本県においては官報公告を取り扱う事業所が一つしかなく、遠方に所在する法人の負担となるため、公告回数を減らすことで事務負担の軽減を図る必要がある。 ○本県においても、近年、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。こうした中、官報公告を3回行うことは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、不活動状態の解消が進まない一因となっている。	

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
5	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証の使い回し等への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると各医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	【根拠法令】健康保険法施行規則第53条 及び 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条 【支障事例】 現行法規上は被保険者証の提示のみで保険診療が受けられることとなっているが、これでは被保険者証の使い回しの事例を想定した場合、写真による本人確認ができないなど、十分なものと言えず、現在、例えば被保険者証の記載事項と患者の見た目に明らかな差異があるといったような場合には任意で身分証等の提示をお願いしているところである。加えて、在留外国人の本人確認が容易ではないことも想定できる場所であり、他人の被保険者証の提示を受けて診療をした場合、血液型やアレルギー等の情報を取り違え、重大な医療事故につながる可能性もないとはいえず、これらを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、閣議決定に従って、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば、ある程度支障事例は解決するものと思料する。	健康保険法施行規則第53条 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条	厚生労働省	川口市			須賀川市、埼玉県	○支障事例にもあるとおり、マイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせることでほとんどの件は解決するものであるが、その他想定されない事象が発生した際にも、医療機関に身分証の提示を求める権限があることで、不正な使用条件をより一層防止することができる。 ○不正利用の実態は把握していないが、今後、外国人の被保険者が増えることは想定できるため、提案内容については大変理解できる。
27	A 権限移譲	医療・福祉	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	現在、児童福祉法第32条第2項の規定により、福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与する。	・婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談や、児童相談所における児童虐待相談は、近年、高水準で推移している。 ・母子生活支援施設の入所世帯について、DV被害者が全体の半数以上を占めていることや、相談件数の状況からも母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、近年、入所世帯数は減少傾向にある。 ・これは、DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。		厚生労働省	愛媛県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、奥北町、愛南町、高知県		盛岡市、山形市、福井市、山梨市、田原市、城陽市、大阪市、兵庫県、出雲市、大分県	○具体的な支障事例に記載されたものと同様の事例がある。DVに関する相談窓口となる県女性センター、児童相談所がより詳細な情報をもっており、入所までワンストップで判断できることは有益だと考える。 ○母子生活支援施設の設置者である盛岡市としては、最初の相談機関がそのまま施設入所の措置元となることで、母子保護と自立に向けた支援をスムーズに行うことができると考えられる。 ○母子生活支援施設の設置主体以外の機関による入所決定については、入所後の支援のあり方や体制の充実に向けて、決定機関と設置主体との連携が重要である。今回提案の、相談窓口から施設入所までのワンストップ化については、相談窓口には権限を付与する以外の手立ても考えられることから、制度改正の必要性は低いと考える。 ○現在、児童相談所及び婦人相談所で保護を行った児童または母親を保護解除し母子生活支援施設(以下、施設)へ入所する場合、児童または母親が住所を有する福祉事務所が措置を行っている(県⇒市⇒施設)、児童相談所・婦人相談所による施設入所の決定を可能とする一方で、ワンストップによる迅速な施設入所(県⇒施設)が可能となることにも、相談者の負担軽減にもつながる。 ○婦人相談所で一時保護中の母子の退所先として、母子生活支援施設の利用が適当と判断されるケースがあるが、入所依頼元の市の福祉事務所で予算措置ができず、利用を見送るケースがある。 ○婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターのみが関わっている世帯が母子生活支援施設に入所する場合、それまで関わっていない本市が入所決定をしている。入所決定の権限を児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与できるようになることで相談から施設入所までをワンストップ化できるメリットがある。なお、負担金については、県が負担することが望ましい。 ○大阪府市町村のDV相談対応件数の増加や「子どもの貧困」「女性の貧困」が社会問題となっていることから、母子生活支援施設の潜在的なニーズは高いと考えられるが、入所世帯数は減少傾向であることから、相談から入所に繋がっていないと考えられる。 ○本市においてもDV相談や虐待などにより児童相談所等の相談から母子生活支援施設への入所が決まった場合、その時点からの担当職員が一から対象者との信頼関係を築く必要があり、また入所にあたり市の職員が随行したりなど、時間と人手を要している。対象者の立場においては、相談から入所まで様々な職員が関わることで不安も大きくなると思われることから、ワンストップ化が図られることが望ましい。DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると本市においても考えられる。 ○婦人相談所及び配偶者暴力相談センターに措置権限が付与されれば、より迅速な対応が期待できる。また、児童相談所に権限が付与されれば、特定妊婦の支援に効果が期待できる。	
30	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護問答集について、「法63条に係る資力について収入申告しなかった場合の取扱い」の見直し	「生活保護問答集について」の問13-21の事務取扱いにおいて、交通事故による保険金を大事に消費している者と、保険金を申告せず全て消費し生活保護を不正受給した者と比較すると、結果的に不正受給をしている者が得をしている支障が生じている。 本取扱いについて、生活保護法78条(徴収金)の適用期間を保険金受領発覚時までではなく、以後支給する生活保護費も適用対象とし、生活保護法63条(返還金)の適用分を除く全ての保険金に係る生活保護費についても徴収金適用できるよう、取扱いの見直しを求める。	生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-21では、被保護者が保険金を受領し、保険金収入を申告せず全額消費した場合、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用し、次に資力の発生時から保険金受領時までの保護費については法第63条を適用し、なお残余があれば収入認定を行う。」とある。 当取扱いでは、被保護者が得た収入を申告せず短期間に全額消費し、受領から発覚時までの期間が短い場合は支弁済み保護費が少額で、法第78条による徴収対象金額も少額となる。また、その後の対応として、法第63条を適用した後の残余額により概ね6か月以上保護を要しない状態が継続すると判断した場合、実施要領に基づき、生活保護を廃止する。しかし、被保護者が実際に受領した保険金を全額消費していた場合、再受給申請があった際に要保護性有とされれば、廃止後間もなく再受給となる。 一方、受領した保険金を適正に消費し、適正期間生活保護を受給せず生活している者と、不正受給した者として、後者が得をしている状況が結果的に容認される。 当取扱いについて、平成26年に厚生労働省保護課へ見解を確認し「収入認定できない場合、保護を継続したまま、以降の支給保護費に対し、後に法第78条による費用徴収を決定しても問題ない」との回答を得た。しかし、当見解は問13-21による保険金受領発覚時までの期間のみ法第78条を適用するとの内容に矛盾する旨の再質問に対し回答が得られていない。 厚生労働省の見解のとおりであれば、法第78条の適用期間を問13-21の「発覚時」までとする取扱いの変更を要するため見直しを求める。	・生活保護費の適正な返還及び徴収に資する。 ・生活保護制度の信頼を担保することに繋がる。	○生活保護法第63条、第78条 ○生活保護問答集について(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)	厚生労働省	千葉県		ひたちなか市、福井市、多治見市、豊田市、岡山市	○生活保護法第2条「無差別平等の原理」から、生活困窮に陥った理由は問われないため、不正受給は別としても同様な事象が生じることは珍しくなく、根本的な対応が必要だと考えられる。 ○本事例と同様のケースで、受領済み保険金を全額消費してしまったため保護費の不正受給が発覚したが、保険金受領から発覚時までの期間が短かったため、当該保険金の大半が法第63条返還決定となり、その返還金の納入に支障をきたしているケースが複数見受けられる。 ○遡及年金約160万円の無申告で、78条適用後100万円を収入認定し、廃止としたケースがあったが、既に消費済みであり、約1月後には再度の申請に至ったケースがあった。 ○被保護者が収入を正しく申告したとしても、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状況が認められるときは、実施要領上は、生活保護を廃止することとなります。しかし、その後、6ヶ月経たないうちにお金を消費し、保護の再申請に至ることもあります。この場合も、収入認定しうる資力はなく、使い得となっている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
90	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	「犬」に対する二重規制の緩和	一部の動物取扱業者が二重規制を強いられている状況を解消するため、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除すること。	【現行制度】 化製場等に関する法律は、獣畜の肉、皮等を原料として肥料、皮革等を製造するために設けられた施設等に対し、公衆衛生の保全を目的とした規制を課している。 化製場等に関する法律第9条に基づく知事指定地区内の「動物の飼養又は収容の許可等」については、「犬」を扱うペットショップ等「動物取扱業者」も許可が必要となる場合がある。これは、化製場等に関する法律施行令により定められている許可が必要な動物に「犬」が含まれるからである。なお、他に許可が必要な動物は牛や馬などの家畜であり、一般的にペットショップ等で販売されている「猫」や「うさぎ」などは含まれない。 動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律により都道府県に登録等を行わなければならないが、化製場等に関する法律と同趣旨で規制が行われている。 【制度改正の必要性】 一部の動物取扱業者のみ二重規制を強いられている状況であることから、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除することを求めるものである。 【懸念の解消策】 動物の愛護及び管理に関する法律には衛生面や生活環境の保全義務があり、化製場等に関する法律が目的とする公衆衛生の保全についても担保可能である。	動物取扱業者にとっては、化製場等に関する法律に基づく許可と動物の愛護及び管理に関する法律に基づく登録の二重規制が解消され、負担軽減に繋がる。 また、県にとっても事務負担の軽減となり、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指導等に専念することができる。	化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第1条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条	厚生労働省、環境省	埼玉県、秩父市、所沢市、小川町		福島県、新潟県、大阪府、徳島県、高松市	○動物の愛護及び管理に関する法律で定める第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業者は、飼養施設において「犬」を取り扱う場合に、化製場等に関する法律で定める一定の条件を満たすと、動物を飼養又は収容する施設」の許可を併せて取得する必要がある。このことが、事業者にとって2重の規制となり、過分の負担となっていることから、化製場法の当該許可について、動愛法に基づく「第1種及び第2種動物取扱業者」をその対象から除外する措置が妥当である。 ○本市においても、「犬」に対する二重規制の緩和がなされれば同様の効果が得られると考える。 本市では生活衛生課と動物愛護ふれあいセンターの2課にて化製場と動物取扱業の監視・検査等を行っているが、化製場等に関する法律に「犬」が記載されているため、対象の21施設中17施設が重複している。また、生活衛生課と動物愛護ふれあいセンターの窓口が離れており、業者負担や届出不備が生じている。 今度の規制緩和案により、重複している事務を分けることによる事務負担の軽減や、業者負担の軽減につながることを期待する。 ○化製場法施行令で定める動物のうち、動愛法による規制を受ける施設にとって二重規制となる。また、個人の愛玩動物に対する規制にもつながり、過度な負担となる恐れがあるため、緩和すべきであると考え。 ○提案自治体と同様の支障が生じているが、次のとおりとのおよいと考える。 「犬」を除外するのではなく、「動物取扱業者」を除外対象とする。 理由 「犬」を除外してしまうと、10頭以上の犬を飼養している一般飼い主も化製場等に関する法律の規制対象から外れてしまうため。 補足 なお、動物取扱業者を畜舎の許可対象から除外する際には、畜舎の許可基準は各自治体の条例で定めていることから、動物取扱業者に対する規制内容が、現在の各自治体の条例の畜舎への規制内容を十分にカバーしている必要がある。 ○犬については、動物の愛護及び管理に関する法律により「愛護動物」として規定され、動物取扱業への規制の他、周辺環境の保全等、一般の飼い主の責任も明記されていることから、化製場法第9条、同法施行令第1条から除外いただきたい。
91	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の運用改善	都道府県が効果的に保健医療施策を展開するためには、医療ビッグデータであるレセプト情報・特定健診等情報データベース(以下、NDBとする)を活用することが大変重要である。都道府県がNDBデータをより利用しやすくなるため、添付書類の簡素化やセキュリティ制限の緩和など、運用の改善を図ること。また、既存のNDBオープンデータについては、二次医療圏ごとの区分でデータを公表するなどの見直しを行うこと。	【現行制度】 NDBデータの活用を希望する場合は、個別に国に申請を行う必要がある。申請時には具体的な集計イメージなど多岐にわたる書類添付が必要で、委託業者のサポートが不可欠であるなど、申請手続きが非常に煩雑である。 また、申請後に原則として有識者会議の審査が必要だが、データ提供までに半年程度必要となることもあり、申請から提供までに1年程度の期間を要する場合もあると見込まれる。 提供データの取扱いは、施設可能な入室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末に限られるなど、要件が厳しく、専門の研究機関以外では遂行困難である。 なお、平成28年度から、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。しかし、公表項目が限られており、二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。この旨、厚生労働省の意見募集窓口へ要望している。 【制度改正の必要性】 本県では、各二次医療圏で疾患ごとの患者の数の把握や動きを把握するため、活用を検討したが、利用のハードルが高く、迅速かつ効果的に県の政策に活用できないことから断念した。 ハードルの高さは平成23年度から6年間で都道府県の承諾件数が7件のみであることから明らかである。 異次元の高齢化に向き合う地方にとってNDBデータの分析は不可欠であり、より簡便な形で利用可能となるよう運用を見直す必要がある。	例えば都道府県が各二次医療圏で疾患ごとの患者の数の把握や動きを把握し、どの地域にどの程度の医療の需要があるのかを具体的に認識することで、必要な施策を迅速かつ効果的に展開することができる。	高齢者の医療の確保に関する法律第16条、行政機関の保有する個人情報に関する法律第6条及び第7条、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	厚生労働省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、幸手市		福島県、石川県、山梨県、静岡県、大阪府、徳島県、高松市、福岡県、沖縄県	○NDBオープンデータについては、本市を含む医療圏は県内の他の二次医療圏と状況が大きく異なる事より、二次医療圏ごとの区分でデータ公表されることが望ましい。 ○本県においても、平成22年度の医療費データを厚生労働省から提供を受け、本県の医療費動向分析を行ったが、それ以降はデータの借用について調整は続いているが、実際の借用には至っていない状況である。 ○NDBオープンデータが厚生労働省のホームページ上で公表されているが、公表項目が限られており、二次医療圏別・市町村別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。また、各市町村別の適正化取組の効果を検証しようとしても、過去の推移データが掲載されていない。